



平成18年5月18日

各 位

セ キ 株 式 会 社  
取 締 役 社 長 関 啓 三  
( J A S D A Q ・ コード 7 8 5 7 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 経 営 管 理 本 部 副 本 部 長  
藤 原 武 彦  
T E L 0 8 9 - 9 4 5 - 0 1 1 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月22日開催予定の第57期定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)および会社計算規則(同第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、新たに定款に規定が必要となる事項についての条文の新設、ならびに用語及び引用条文の変更を行うものであります。

また、定款の定めによる株主総会参考書類等のインターネット開示、取締役会の書面決議が認められること等に伴い、それぞれ株主の皆様の利便性向上、取締役会の機動的な運営を図るため、これらに関する必要な規定の新設を行うものであります。さらには、上記の変更に伴う条数の整備等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月22日
定款変更の効力発生日	平成18年6月22日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(商号) 当社は、セキ株式会社と称し、英文では SEKICO., LTD. と表示する。	第1条(商号) (現行どおり)
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 和洋紙、板紙の販売業務 (2) 各種印刷、製版、製本並びに紙器加工 業務 (3) 印刷機器、印刷資材の販売業務 (4) 書籍出版販売業務 (5) 通信システム及びコンピュータ等 による情報処理並びに情報提供業務 (6) コンピュータソフトウェアの開発、 販売、並びにコンサルティング業務 (7) 企業の販売促進活動の企画業務、並び に広告宣伝に関する企画、立案、制作 業務 (8) 不動産の売買、賃貸、管理及び保守 並びにその斡旋業務 (9) 事務用機器の販売業務 (10) 美術館の所有及び運営 (11) カタログによる通信販売業務、並びに その斡旋業務 (12) 民営職業紹介業 (13) 催事の企画・制作及び運営の業務 (14) 前記各号に付帯関連する一切の業務	第2条(目的) (現行どおり)
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を愛媛県松山市に置く。	第3条(本店の所在地) (現行どおり)
(新 設)	
第4条(公告の方法) 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。 但し、電子公告を行うことができない事故その 他のやむを得ない事由が生じたときは、日本 経済新聞に掲載して公告する。	第4条(機関の設置) <u>当社は、株主総会、取締役、取締役会、            監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
第5条(発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、1千600 万株とする。	第5条(公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、 電子公告を行うことができない事故その他の やむを得ない事由が生じたときは、日本経済 新聞に掲載して公告する。
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条(発行する株式の総数) 当社が発行する株式の総数は、1千600 万株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社が発行可能株式総数は、1千600 万株とする。

現 行 (新 設)	変 更 案
<p><u>第6条（自己株式の取得）</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><u>第7条（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行）</u> 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 2 当社は、<u>1単元に満たない株式の数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p><u>第8条（名義書換代理人）</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p> <p><u>第9条（株式取扱規程）</u> 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱その他の株式に関する諸手続き及びその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第10条（基準日）</u> 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。</u> 2 <u>前項の場合のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p><u>第7条（株券の発行）</u> <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>第8条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）</u> 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>第10条（株式名簿管理人）</u> 当社は、<u>株式名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第9条（株式取扱規程）</u> 当社の株券の種類、<u>株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他の株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行	変 更 案
<p data-bbox="320 219 549 248">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="373 286 496 315">(新 設)</p> <p data-bbox="126 510 427 539">第11条(招集の時期)</p> <p data-bbox="181 546 756 680">当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p data-bbox="126 725 485 754">第12条(招集者及び議長)</p> <p data-bbox="181 761 756 896">株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p data-bbox="126 940 400 969">第13条(決議要件)</p> <p data-bbox="181 976 756 1084">株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p data-bbox="132 1090 756 1225">2 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p> <p data-bbox="373 1308 496 1337">(新 設)</p> <p data-bbox="126 1561 512 1590">第14条(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="181 1597 756 1765">株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="126 1809 373 1839">第15条(議事録)</p> <p data-bbox="181 1845 756 1980"><u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p data-bbox="975 219 1203 248">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="780 286 1027 315">第11条(基準日)</p> <p data-bbox="836 322 1410 456"><u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p data-bbox="780 510 1083 539">第12条(招集の時期)</p> <p data-bbox="836 546 1410 645">当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p> <p data-bbox="780 725 1171 792">第13条(招集権者及び議長) (現行どおり)</p> <p data-bbox="780 940 1054 969">第14条(決議要件)</p> <p data-bbox="836 976 1410 1084">株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="786 1090 1410 1263">2 <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="780 1308 1362 1337">第15条(参考書類等のインターネット開示)</p> <p data-bbox="836 1344 1410 1516"><u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p data-bbox="780 1561 1171 1590">第16条(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="836 1597 1410 1765">株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1027 1809 1150 1839">(削 除)</p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 1 6 条（<u>取締役の員数</u>） 当社の<u>取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>第 1 7 条（<u>取締役の選任</u>） 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第 1 8 条（<u>取締役の任期</u>） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第 1 9 条（<u>代表取締役及び役付取締役</u>） 取締役会の決議により、<u>当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 2 0 条（<u>取締役会</u>） 取締役会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>3 <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 1 7 条（<u>員数</u>） 当社に<u>取締役10名以内を置く。</u></p> <p>第 1 8 条（<u>選任</u>） （削 除） 取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>第 1 9 条（<u>任期</u>） 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第 2 0 条（<u>代表取締役及び役付取締役</u>） 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 2 1 条（<u>取締役会</u>） （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4 （現行どおり）</p>

現 行	変 更 案
<p><u>第21条（取締役の報酬及び退職慰労金）</u>  <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第22条（監査役の数）  <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第23条（監査役の選任）  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>第24条（監査役任期）  <u>監査役任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>  2 <u>補欠のため選任された監査役任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>第25条（常勤の監査役）  <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第26条（監査役会）  <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u>  2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第27条（監査役の報酬及び退職慰労金）</u>  <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第28条（営業年度）  <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第22条（員数）  <u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p> <p>第23条（選任）  (削 除)  <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第24条（任期）  <u>監査役任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>  2 (現行どおり)</p> <p>第25条（常勤の監査役）  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u></p> <p>第26条（監査役会）  (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第27条（事業年度）  <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p><u>第29条(利益配当)</u>  <u>利益配当は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第28条(剰余金の配当)</u>  <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第30条(中間配当金)</u>  <u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第31条(配当金等の除斥期間)</u>  <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p><u>第29条(自己株式の取得)</u>  <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p><u>第30条(配当金の除斥期間)</u>  <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以 上